

地方公共団体における職員の給与の男女の差異の算出及び公表について

内閣府からの「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令」により、職員の給与の男女の差異に係る情報を公表することになりましたので、阿智村役場についての令和4年度の情報を公表します。

【別添情報の補則説明】

- ・勤続年数1～5年の層で女性職員の給与の割合が低くなっていることについては、近年、この年齢層で社会人経験のある男性職員の採用が一定数あり、その初任給の決定について、社会人としての経験年数が加算されることによるものです。
- ・世帯主である男性職員が多く、扶養手当や住居手当については世帯主が申請して受給する例が多いため、全体の年齢層において男性職員の方が給与額が多いものと考えられます。
- ・経験年数16～20年層には、該当する男性職員がいません。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：阿智村

1. 全職員に係る情報

職 員 区 分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.2%
全ての職員	71.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数の情報

*地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役 職 段 階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課室長相当職	90.0%
課長補佐相当職	104.1%
係長相当職	98.2%

(2) 勤続年数別

勤 続 年 数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.0%
31～35年	102.4%
26～30年	90.4%
21～25年	92.2%
16～20年	0.0%
11～15年	87.5%
6～10年	84.8%
1～5年	67.7%